

令和6年6月定例県議会付議案

議案第 1号 令和6年度鳥取県一般会計補正予算（第1号）

議案第 2号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 3号 同 鳥取県天神川流域下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課、教育人材開発課）

職員の介護と仕事の両立を支援するため、介護時間を利用することができる期間を拡大するものである。

（概要）

- ①職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
介護時間は、要介護者が介護を必要とする期間（現行 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間）内において利用することができることとする。
- ②県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
①に準じた改正を行う。

[公布施行]

議案第 5号 鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（子育て王国課）

保育所及び認定こども園の職員の配置基準に係る特例措置の適用期間を延長するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正
保育所に置く職員の配置基準に係る次の特例措置の適用期間を令和12年3月31日（現行 令和7年3月31日）までとする。
ア 朝夕等の児童が少数となる時間帯の職員配置の弾力化
イ 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用
ウ 8時間以上開所する場合における職員配置の弾力化
- ②鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正
認定こども園に置く職員の配置基準に係る①と同様の特例措置の適用期間を令和12年3月31日（現行 令和7年3月31日）までとする。

[公布施行]

議案第 6号 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）

勤務の特殊性についての状況に鑑み、警察職員に支給する特殊勤務手当について所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①災害応急手当の支給要件を見直すとともに、大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合の支給額を1日につき1,080円（現行 840円）に引き上げる。
- ②災害応急手当に係る併給の禁止について所要の改正を行う。

[公布施行]

議案第 7号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局総務課）

鳥取県立中央病院において、生殖補助医療の精度をより高めるため、新たに子宮内フローラ検査を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

子宮内細菌叢検査（子宮内フローラ検査に限る。）について、1回につき42,000円の使用料を徴収する。

[公布施行]

議案第 8号 財産を無償で譲渡すること（八頭高等学校敷地）について（教育環境課）

相手方：八頭町

譲渡財産：普通財産

所在地	種類	数量
八頭郡八頭町久能寺字鐘突堂 706 番 3 ほか 1 筆	土地	474 m ²

無償譲渡理由：学校進入路として利用されていた学校敷地の一部について、現在は地域住民の生活道路として利用されていることから、八頭町が地域の実情に応じた管理を行うため、同町に無償で譲渡しようとするものである。

議案第 9号 損害賠償の額の決定について（教育人材開発課）

損害賠償の相手方：大阪府和泉市 個人

損害賠償の要旨：県は、損害賠償金 33,842 円を損害賠償の相手方に支払う。

概要：要：令和3年8月4日付けで県教育委員会が損害賠償の相手方に対して行った停職1月の懲戒処分を取り消す判決が令和6年3月8日付けで言い渡され、その後確定したことに伴い、本来の支払日に給与等が支払われず、令和6年4月30日付けで支払を完了したことにより生じた損害について、民法の規定に基づき請求された遅延利息を支払うものである。

議案第 10号 事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決の一部変更について（美術館）

施設整備に係る割賦金利が確定したことに伴い、契約金額の変更を行うものである。

（変更内容）

契約金額：変更前 15,493,669,864 円 → 変更後 15,287,175,640 円（206,494,224 円の減）

議案第 11号 専決処分の承認について

（1）鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例 （令和6年3月29日専決）（子育て王国課）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

①鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正

保育所に置く保育士の数の基準は、満3歳以上満4歳未満の幼児にあっては、おおむね15人につき1人以上（現行 おおむね20人につき1人以上）と、満4歳以上の幼児にあっては、おおむね25人につき1人以上（現行 おおむね30人につき1人以上）とする。

②鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正

認定こども園に置く園児の教育又は保育に従事する職員の数の要件及び基準について、①と同様の改正を行う。

[令和6年4月1日施行]

議案第12号 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例（危機管理政策課）

令和6年能登半島地震を踏まえ、大規模災害時の防災及び減災を図るため、防災及び危機管理に関する県民の責務について、所要の改正を行うものである。

（概 要）

県民は、災害及び危機に備えて、建築物の耐震診断及び耐震改修（ブレーカー等の機器の修繕を含む。）の自助の取組を推進するよう努めるものとする。

[公布施行]

報 告 事 項

報告第 1号 令和5年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 8件 繰越額 957,464千円

報告第 2号 令和5年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 309件 繰越額 62,169,928千円

報告第 3号 令和5年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について（財政課）

件 数 8件 繰越額 327,239千円

報告第 4号 令和5年度鳥取県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 20,686千円

報告第 5号 令和5年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 59,585千円

報告第 6号 令和5年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 2件 繰越額 322,410千円

報告第 7号 令和5年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 7件 繰越額 84,713千円

報告第 8号 令和5年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 2件 繰越額 48,200千円

報告第 9号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和6年5月23日専決）（福祉保健課）

和解の相手方：国

和解の要旨：県は、損害賠償金72,739円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和5年3月28日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点を左折する際、運転操作を誤り、和解の相手方が設置する距離標に衝突し、同距離標を破損させたものである。

（2）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和6年5月23日専決）（医療政策課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金64,196円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和5年9月12日、倉吉総合看護専門学校職員が、公務のため駐車場内に駐車中の軽貨物自動車に乗車しようとして運転席ドアを開けたところ、不注意により、隣に駐車してあった和解の相手方所有の普通乗用自動車の後部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和6年5月23日専決)(環境立県推進課)

和解の相手方：甲 東伯郡琴浦町 個人
乙 東京都港区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 77,000 円を甲に、甲は損害賠償金 739,499 円を県に支払う。(県過失 2 割)

県は、損害賠償金(中途解約金) 803,814 円を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：令和5年10月5日、西部総合事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、交差点を直進する際、右方道路から一時停止を怠り進行してきた和解の相手方甲所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和6年5月23日専決)(道路企画課)

和解の相手方：日野郡日野町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 233,200 円(県過失 8 割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年3月5日、和解の相手方が、主要地方道西伯根雨線を普通乗用自動車で行く中、沿道の斜面から路上に落下していた伐採木に乗り上げ、同車両が破損したものである。

(5) 鳥取県税条例の一部を改正する条例(令和6年5月27日専決)(税務課)

租税特別措置法の一部改正に伴い、住宅借入金等特別控除について定めた規定中引用する同法の条項を改めるものである。

[公布施行]

(6) 鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例(令和6年5月27日専決)(市町村課、人事企画課)

住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

①鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正

附票本人確認情報に関する次に掲げる事項は、本人確認情報と同様とする。

ア 知事が附票本人確認情報を利用することができる事務

イ 知事が附票本人確認情報を提供することができる執行機関及び事務並びにその方法

ウ 附票本人確認情報の開示を受ける者に係る書面の作成及び送付に要する費用負担

エ 附票本人確認情報の保護に関する審議会

②鳥取県附属機関条例の一部改正

鳥取県情報公開・個人情報保護審査会の調査審議する事項について所要の改正を行う。

[令和6年5月27日施行]

報告第10号 鳥取県障がい者プランの一部変更について(障がい福祉課)

障害者基本法第11条第9項において準用する同条第8項の規定により、鳥取県障がい者プランの一部変更について報告するものである。

報告第11号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 20件 変更 2件